

論文

1944年5月、日本の江迎炭鉱の朝鮮人労働者の賃金

李宇衍（洛星台経済研究所研究委員）

翻訳：崔碩榮

要旨：本稿では、日本窒素江迎炭鉱運炭夫の1944年5月『賃金台帳』を用いて、植民地末期に日本に動員された朝鮮人労働者の労働と収入を分析し、日本人と比較する。合計89人が分析対象だが、10時間労働による基本給は日本人が朝鮮人より11.6%高い。日本人は朝鮮人より年齢が高く、地下炭鉱労働に慣れていたので、基本給に差が生じたとみられる。平均月収は日本人が朝鮮人より25.3%高く、これは基本給と超過労働時間、家族手当、法定賃金差額の違いによるものである。月給から差し引かれる金額は朝鮮人が日本人より多かった。その中で最も割合が高い項目は寮の食事代である。朝鮮人の貯蓄額が日本人より多かった理由は、貯蓄できる余力が日本人よりあったからである。労働者が実際受け取る手取り金額は、日本人が朝鮮人の2.2倍になる。手取り金額が月収で占める割合は、朝鮮人が41.9%、日本人が72.3%だった。この事例は、手取り金額は月収の40%以上であり、そのお金を送金したり、消費したりしたという李宇衍（2016）の主張を裏付けている。

キーワード：戦時労務動員、鉱山、炭鉱、賃金、民族間の格差、江迎炭鉱

JEL分類コード：N35, J31, P40

1 はじめに

植民地時代末期に戦時動員された朝鮮人労働者に対する通説は、「強制連行」・「強制労働」に要約できる。彼らは朝鮮から自分たちの意思に反して日本などに連れて行かれ、現地での労働は労働者ではなく奴隷そのものだったという主張である。論者によっては、「奴隷狩り」・「奴隷労働」であったという過激な主張が表れることもある（朴在一 1957; 金珉榮 1995; 全基浩 2003; 鄭泰憲・奇光緒 2003）。通説によれば、朝鮮人は日本人によって故意に危険で過酷な作業に配置され、ナチスのユダヤ人収容所のような施設に監禁されたまま生活したという。賃金は全くなかったり、色々な名目の控除金を差し引くと微々たる金額の小銭であり、賃金は徹底的に差別的であった（朴慶植 1977; 山田昭次 1978; Cook and Cook 1992; 金珉榮 1995; キム・インヒョク 2002; 全基浩 2003; 鄭惠瓊 2006; 許光茂 2014）。

李宇衍（2016）はこれまで公刊された資料から賃金に関する情報を収集し、賃金総額の少なくとも40%が朝鮮人に引き渡され、それをもって朝鮮人は家族に送金したり、現地で

消費したりしており、少なくとも制度的な面では賃金差別はなかったと主張した。李宇衍の主張は新しいものであったが、炭鉱・鉱山レベルの平均値を利用したことは先行研究と変わらない。本稿では、日本窒素江迎炭鉱の『賃金臺帳』の個人別資料を用いて民族的賃金差別論を検証し、収入と支出の構造を把握し、労務動員労働者の「小銭論」と「40%論」のどちらが実態に近いのかを明らかにする。

日窒江迎鉱業所の所在地は現在の長崎県佐世保市江迎町である。当時は北松浦郡江迎村であった。映画でも広く知られる軍艦島から約12Km離れた場所である。江迎炭鉱で朝鮮人労働者を雇い始めたのは、労務動員が始まった1939年9月直後からと思われる。宮地英敏(2010)が引用した中央協和会の1941年「朝鮮人労務者募集状況」によると、江迎炭鉱の「昭和14年度昭和15年度(1939-40年：筆者)募集許可数」は350人であり、田中直樹(1968)が引用した石炭聯合会の「各鑛別内鮮坑夫調書」には、同炭鉱の半島人坑夫数が150人であると記されている。また中央協和会の1942年『移入朝鮮人労務者状況調』によると、1942年6月現在、雇入総数は639人、現在人員は382人である。その差の257人は中間退職者であるが、当時、炭鉱・鉱山からの逃亡は一般的な現象であったので、ほとんどが逃亡者と思われる。本稿で分析対象にする文書の作成時期である1944年5月現在の雇入人数と現在人数は現在は不明である。

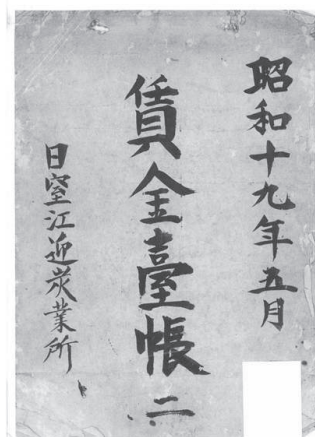
本稿の分析対象は、日本窒素江迎炭鉱の1944年5月『賃金台帳』であり、これは労働者1人当たり1枚ずつ作成された「個人票」の束である。Ⅱ節では、一ヶ月間の労働、報酬および控除がどのように記録され、最終受取額に至るまでの計算手順がどのようなものであったか、一つの「個人票」を用いて資料について解説する。Ⅲ節では、民族的賃金差別の有無を確認するために、ブラインダー・ワハカモデル(Blinder-Oaxaca model)を用いて朝鮮人と日本人の間の賃金格差を「差」と「差別」に分解する。Ⅳ節では、民族別に労働、月収および控除額の平均的な構造を把握し、「小銭論」と「40%論」を検証する。Ⅴ節では結果をまとめる。

Ⅱ. 資料の解説

『賃金台帳』は1人1枚ずつ作成された。それを「個人票」という。図2は金南〇の「個人票」であるが、これを用いてこの文書について説明する。写真中のアルファベットは筆者が挿入したものである。左上の「期間」は日付を示し、5月なので合計31日である。休日は10日と22日であった。Aの「就業時間」のうち「定時」は、すべての労働者が10時間であったことから、正規労働時間が10時間であることがわかる。しかし、戦時中の状況を反映して、出勤した日はほぼ毎日、ほぼ全員が2時間以上を「超過」労働していた。

金南〇は非常に真面目だった。朝鮮人の中で最も長い就業時間が記録されており、日本人を含め

図1 『賃金臺帳』表紙



資料：日本窒素江迎鑛業所『賃金臺帳 二』

図2 金南〇の個人票

昭和19年 A 月分 賃金台帳 個人票 I

期間	就業時間			手当			計	控除金		
	定時	超過	計	基	任	特				
1	10	2		/	/		14		繰越不足金	
2	10	14		/	/		294			
3	10	14		/	/		294			
4	10	2		/	/		14			
5	10	2		/	/		14			
6	10	14		/	/		294	15	退職積立金	
7	10	2		/	/		14		健康保険料	
8	10	14		/	/		294		年金保険料	
9	10	2		/	/		14	25		
10										
11	10	2		/	/		14	15	住民税	
12	10	14		/	/		294		所得税	
13	10	2		/	/		14		住宅料	
14	10	14		/	/		294		ラジオ電力代	
15	10	2		/	/		14		安全灯代	
16	10	14		/	/		294	15	地域貯金	
17	10	2		/	/		14		職域貯金	
18	10	14		/	/		294		婦人會貯金	
19	10	2		/	/		14		分會貯金	
20	10	14		/	/		294	50	國債貯金	
21	10	2		/	/		14	20	寮貯金	
22	10	2		/	/		12		産報會費	
23	10	2		/	/		14	15	分協會費	
24	10	14		/	/		294	15	寮和會費	
25	10	2		/	/		14		寮食費	
26	10	14		/	/		294	20	有付金	
27	10	2		/	/		14	20	貸付金	
28	10	14		/	/		294		貸付金利息	
29	10	2		/	/		14		印刷代	
30	10	14		/	/	100	294		貸付金代	
31	10	2		/	/	80	14		賃金内渡	
計	300	216					6182		1700	
							1128		100	
労働手当								2790		
携携送炭賞與								210		
計付日役								180		
法定賃金差額								2400		
支拂賃金計								17108	J 控除金總額 8525	
家族手当										
特別手当										
計									不足金	
就業日數 50日				賞與及臨時ノ給與				K 差引支拂額 8525		
就業時間數 516時				H 支拂賃金總計				17108		
				傷病手当金				領收印		
				當月支拂總額						
基本給	昇給年月日	性	生年月日	雇入年月日	職種	勤続年月數	番號	氏名		
180		男	明治大正昭和	昭和			(乙) 2001	金南		
(E)		女	11年5月28日	17年10月13日						

B5. 南佐78

資料：日本窒素江迎鑛業所『賃金臺帳 二』

た全体でも2番目に長く働いている。超過就業が14時間、つまり一日24時間働いた日がなんと12日もあった。下段の「計」は300時間と216時間を示す。

B「手当」の「責任」、「過労」、「特殊」が何を意味するのか、今のところ不明である。手当欄の最後の列に記入されている「34」という数字は、いずれも3.4時間を意味するが、どういう理由で追加されたのかは不明である。手当欄の数字は、手当の支給が就業時間を付与する方式であったことを示している。C欄の「計」は、Aの就業時間にある定時と超過就業時間、そしてBの手当にある時間で示された3つと不詳の4つ目の手当を1日単位で合計したものである。5月2日の場合、定時10、超過14、責任1、特殊1、不詳3.4、合計29.4時間であった。

Dの618.2は、このように計算した労働時間を1ヶ月にわたって合計したものである。本稿ではこれを「給与基準時間」と呼ぶことにする。左下のEの「基本給」は10時間労働に対する給与額で、労働者ごとに異なる。これについては次節で詳述するが、各個人の生産性を反映して策定された金額である。この基本給にDの給与基準時間を掛けると111.28円という金額になる。これを本稿では「給与」と呼ぶことにする。Fに記載されている4つの数字はすべて金額である。「勤労手當」21.90円、「捲揚送炭賞与」2.10円、「付日役」1.80円、「法定賃金差額」34円であり、これら4つの金額を給与に合算すると「支拂賃金計」171.08円となる。

捲揚送炭賞与とは捲揚機まで石炭を送る作業に対する手当と思われ、付日役が何を意味するかは不明であるが、その下に「特別手当」があることから、手当や賞与の一種と思われる。法定賃金差額とは、労働動員で働くことになった新しい職場の賃金が過去の賃金に及ばない場合、その差額を補填するようにした法律規定に基づいて支払われる金額である。最後に、Gの「家族手当」が支払賃金計に加算されるとHの「支拂賃金総計」になる。これが毎月の支払総額である。

右側のI欄に赤色で記入されているのはすべて「控除金」である。順番に列挙すると、「退職積立金」、「健康保険料」、「年金保険料」、「住民税」、「所得税」、社宅の使用によって課される「住宅料」、「ラジオ電力料金」、「安全灯使用料」、「地域貯金」、「職域貯金」、「婦人会貯金」、産業報国会の分會単位の貯金と思われる「分會貯金」、「産業報国会費」、産業報国会「分會費」、朝鮮人だけが加入する団体で、その会費納付の有無で民族を区分できる「協和會費」、「寮食費」、月賦物品の購入代金と思われる「有付金」、「貸付金」とその利息である「貸付金利殖」、「印判代」、「布団利用料」、会社からの仮払い金返済と推測される「賃金内渡」などである。金南○の「個人表」には載っていないが、他の人の「個人表」を参考にすると、控除金のうち最後の2項目は「協力貯金」と「寄附金」である。貯金のうち、地域貯金、職域貯金、協力貯金についての詳細は不明である。他にもいくつかの控除項目があるが、本稿で分析する89人には該当しないのでここでは触れないことにする。

金南○の控除金の総額は85.73円である。支払賃金総額からこれを差し引いた後、Kの85.35円が支払われた。資料では「差引支拂額」となっているが、筆者は「引渡金額」と呼ぶことにする。最後の列には生年月日と雇入日が記載されており、年齢と勤続年数を計算することができる。「番號」欄には「甲」、「乙」、「丙」の分類があり、甲はおおよそ30代以上、乙は20代、丙は10代の年齢である。しかし、詳細は不明である。文書には計算上の誤りがないことを指摘しておきたい。労働時間の合算、給与、支払賃金計、支払賃金

総額の計算、控除額の合算、引渡金額の計算などで、厘単位の1件のミス以外は誤りを見つけることができなかった。

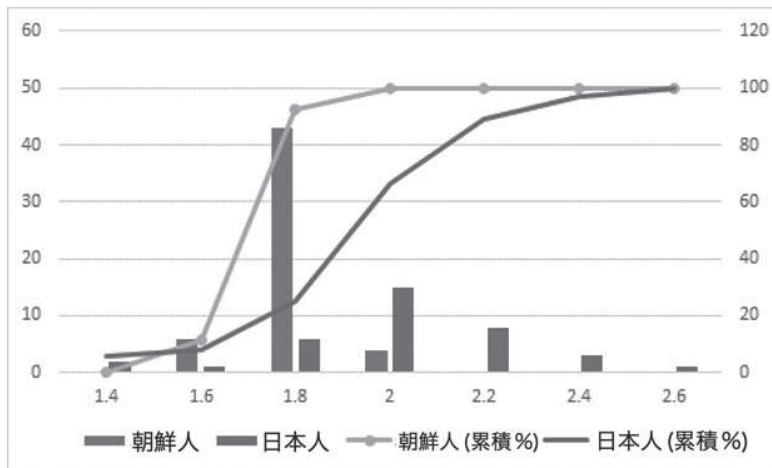
運炭夫の「個人表」は全部で114枚である。本稿の分析では、このうち「番号」欄に「臨時夫」または「野口組」と記入されている16人を除外した。これらはすべて勤労報国隊などの短期労働者と思われる。4日間だけ働いた人もいれば、1カ月間働いた人もいる。彼らはすべて控除金がない。本稿の重要な目的は、支払賃金総額、控除額および引渡金額の構造を把握することであるが、これらを含めるとその全体像が大きく歪んでしまう恐れがあり、やむを得ず彼らは除外することにした。

基本給が例外的に低い日本人9人も除外した。彼らの基本給はいずれも1.20円以下である。後述するように、これらを除いた日本人の基本給平均は1.92円である。これらを除いたのは、「民族的賃金差別があった」という通説を前提とし、データを保守的に構成するためである。つまり、本稿で主張する「民族的賃金差別が無かった」という主張に不利になるようにデータを構成したのである。次の節で民族的賃金差別の有無についての統計的分析を試みるが、それを考慮したものである。本稿で除いた9人のうち5人が女性であり、彼らの基本給はそれぞれ0.60、0.65、0.69、0.80、1.06円である。3人は15歳未満の少年で、彼らの基本給は14歳1人が1.10円、15歳2人がそれぞれ0.65円、0.75円であった。基本給が0.75円の年齢不詳の1人も除外した。その結果、日本人は36人が残った。朝鮮人は53人である。この89人が本稿の分析対象である。

III. 基本給における民族差別の有無

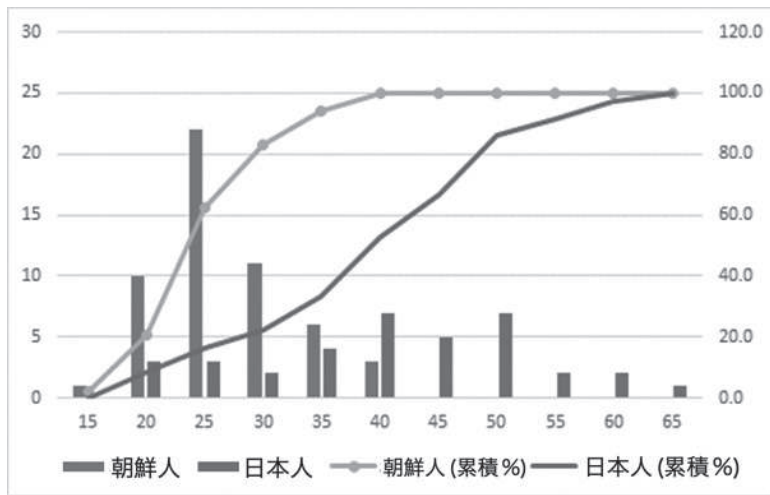
月収を決定する上で基本給が重要であった。民族差別があるとすれば、まずは基本給に内包されているだろう。図3に見られるように、日本人は基本給の分布が均一である。正規分布に近く、累積人数を示す実線が緩やかなS字を描いている。これに対し、朝鮮人は53人中43人、つまり81.1%が1.61-1.80円の区間に集中している。朝鮮人の基本給の平

図3 基本給の分布



資料：日本窒素江迎鑛業所『賃金臺帳 二』。以下同様

図4 年齢分布



均は1.72円、最高は1.90円、最低は1.45円である。日本人は平均1.92円、最高2.5円、最低1.35円である。

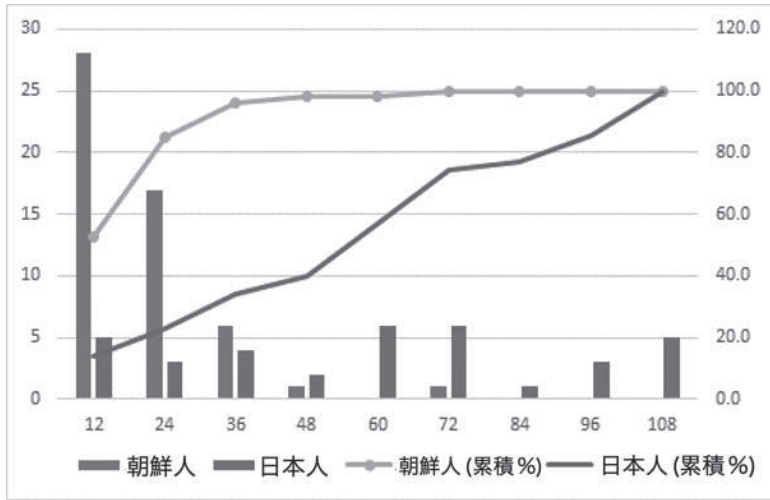
年齢分布も基本給と類似している。朝鮮人は20代が32人で60.4%だが、日本人は6人で16.7%に過ぎない。炭鉱労働力の主力であった日本人の青壮年はほとんど徴兵され、その穴を埋めたのが朝鮮人であり、この人たちは日本本社から朝鮮に派遣された労務担当職員が朝鮮人の中から適格者を選抜した。彼らは健康で体力のある朝鮮人を代替人材として選んだ。その結果、図4に見られるように、朝鮮人は20代に集中的に分布するようになった。一方、日本人は全年齢層に均等に分布しており、累積人員を示す実線は直線に近い。朝鮮人の平均年齢は24.6歳、最高40歳、最低15歳である。日本人の平均年齢は39.4歳で、朝鮮人よりはるかに高い。最高62歳、最低17歳である。

朝鮮人労務動員は1939年9月に「募集」という形で始まり、1942年2月からは「官斡旋」という方法で行われた。日本本土では1939年9月から「徴用」が実施されたが、朝鮮では1944年9月から始まった。「募集」と「官斡旋」の契約期間は2年であった。日本へ動員された朝鮮人はほとんどが農民出身で、彼らにとっては、定時出勤や定時退社さえも簡単に適応できない労働規律であった。初めて経験する地下労働は、命を失うかもしれないという恐怖を与えるに値するものだった。

日本に動員された朝鮮人の54.3%が炭鉱・鉱山で働いたが（ホン・ジェファン2008）、その多くが逃げ出し、土木工事場のような地上の労働現場で働いた。炭鉱で2年の契約期間が終わった後、契約を延長する朝鮮人は少なかった。図5はこのような状況をはっきり示している。53人のうち勤続期間が2年を超える人は8人で15.1%に過ぎない。日本人は28人、77.8%が2年以上である。朝鮮人の平均勤続月数は15.4ヶ月、最高65ヶ月、最低2ヶ月である。日本人は平均52.5ヶ月、最高105ヶ月、最低1ヶ月である。

運炭夫において、持久力を伴う筋力や誠実な作業態度も生産性を決定する重要な要素となっただろう。これを反映する変数として超過労働時間を考えることができる。図6で見られるように、超過労働時間も日本人がより均等な分布を示している。朝鮮人の平均

図5 勤続月数の分布

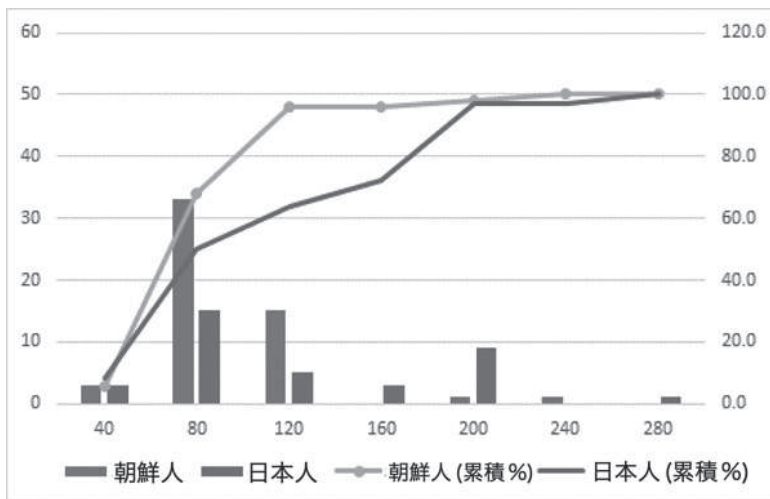


超過労働時間は76.5時間、最大216時間、最小30時間である。日本人は平均103.7時間で朝鮮人より遥かに多い。これについては後述する。日本人の最大超過労働時間は247時間、最小は2時間であった。

以上から分かるように、日本人と異なり、朝鮮人は基本給、年齢、勤続年数及び超過労働時間において標準偏差、すなわち変動性が非常に低い。これは朝鮮人の場合、これらの変数を用いた回帰方程式の推定が困難であることを示唆しており、その結果は予想通りであった。

日本人の基本給平均は1.92円で、朝鮮人の1.72円より11.6%高い。これは民族差別だろうか？差別があるとしたらどの程度なのものだろうか？日本人は朝鮮人より勤続期間が長く、地下労働に慣れており、年齢が高く、後述するようにほとんどが家族を持っており、

図6 超過労働時間の分布



扶養責任が比較的強かったので、労働に積極的だったのだろう。このような属性の違いから生じる賃金の差を除いても、賃金格差は依然としてあったのだろうか。

よく知られているように、すべての賃金格差 (wage gap) が差別 (discrimination) を意味するわけではない。年齢、教育期間、勤続期間など人的属性の違いによって発生する「差 (difference)」があるからだ。例えば、韓国で韓国人と東南アジア人の間には賃金格差が大きい。しかし、その格差全体を差別と見ることはできない。東南アジア人は韓国人より教育期間と勤続期間が短く、平均的に労働生産性が低いからだ。

賃金格差を「差」と「差別」に分解し、差別の有無とその程度を把握する最も簡単で一般的な方法は、ブラインダー・ワハカ モデル (Blinder-Oaxaca model) を推定することである。民族間または性別の賃金格差を分析する際に一般的に利用される方法である。本稿では「個人表」に掲載された人的属性を示す情報、すなわち年齢、勤続期間及び超過労働時間を利用して基本給の賃金格差を分解する。まず、ブラインダー・ワハカ モデルについて簡単に説明する。

次のような単純なMincer型の賃金関数を仮定しよう。

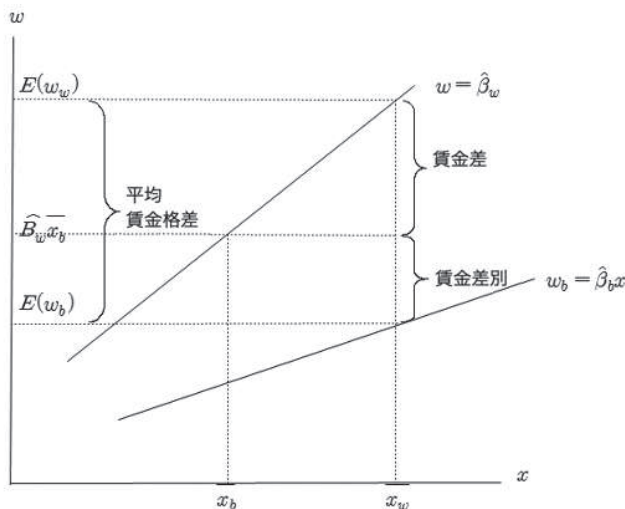
$$w_w = \beta_w x + e_m, \quad w_b = \beta_b x + e_b \quad (1)$$

式(1)で w_w と w_b は白人と黒人の賃金の自然対数値である。賃金は個人の様々な属性、年齢、教育期間、勤続期間などによって決定される。 β_w と β_b は賃金とこれらの属性の関係を表す母数である。 e_m と e_b は誤差項である。賃金とこれらの決定要因を利用して最小二乗法 (OLS) で式(1)を推定することができる。ここで推定された母数を $\hat{\beta}_w$ と $\hat{\beta}_b$ だとすると、白人と黒人の平均賃金は $\hat{\beta}_w \bar{x}_w$ と $\hat{\beta}_b \bar{x}_b$ になる。この時の賃金格差は次のように表示することができる。

$$E(w_w) - E(w_b) = \hat{\beta}_w \bar{x}_w - \hat{\beta}_b \bar{x}_b = \hat{\beta}_w (\bar{x}_w - \bar{x}_b) + (\hat{\beta}_w - \hat{\beta}_b) \bar{x}_b \quad (2)$$

式(2)は白人と黒人の賃金格差が二つの要素に分解されることを示している。右辺の第1項は、白人と黒人が持つ教育期間などの決定要因、すなわち人的属性の平均値が異なるために発生する賃金格差として「賃金差」に該当する。第2項は、決定要因の平均値

図7 ブラインダー・ワハカの賃金格差分解モデル



が同じにもかかわらず、係数、つまり賃金方程式の構造が異なるために発生する部分であり「賃金差別」になる。

図7は、以上のようなブラインダー・ワハカのアイディアを直感的に示している(キム・ヨンソン(2007))。図で $E(w_w) - \widehat{E}_w \bar{x}_b$ は白人が実際に受け取る賃金と、仮想的に(counterfactually)白人が黒人と同じ人的属性を持つときに白人が受け取る賃金の差を示している。したがって、この部分は黒人が白人と同じ人的属性を持たないことによって発生する賃金格差、つまり賃金差になる。

逆に言えば、賃金格差のうち、残りの $\widehat{E}_w \bar{x}_b - E(w_b)$ が賃金差別である。図で見ると、 $\widehat{E}_w \bar{x}_b - E(w_b)$ は、白人が黒人と同じ人的属性を持つときに受け取る賃金と黒人が実際に受け取る金額の差であり、同じ人的属性を持つにもかかわらず賃金格差が発生する。したがって、この部分が差別になるのである。残りの $E(w_w) - \widehat{E}_w \bar{x}_b$ は差に相当する(Jann, B 2008)。

本稿では「個人表」の年齢、勤続月数及び超過労働時間を独立変数とし、基本給を従属変数とする賃金方程式を推定し、賃金格差の分解を試みた。¹その結果は表1の通りである。

表1

Model for group Japanese				
Number of obs	=	36		
Model Prob > F	=	0.0001		
R-squared	=	0.5169		
Adj R-squared	=	0.4546		
ln_rate	Coef.	Std. Err.	t	P> t
age	0.0283446***	0.0085037	3.33	0.002
sq_age	-0.0003128***	0.0001066	-2.93	0.006
sevice	-0.0003341	0.0005928	-0.56	0.577
hour_extra	0.0007279**	0.0002901	2.51	0.018
constant	-0.0007545***	0.1495916	-0.01	0.996
Model for group Korean				
Number of obs	=	53		
Prob > F	=	0.0571		
R-squared	=	0.1707		
Adj R-squared	=	0.1016		
ln_rate	Coef.	Std. Err.	t	P> t
age	0.0094105	0.0101265	0.93	0.357
sq_age	-0.0001191	0.0001883q	-0.63	0.530
service	0.001149*	0.000648	1.77	0.083
hour_e	0.0001613	0.0002232	0.72	0.473
constant	0.356623	0.1309675	2.72	0.009

Blinder-Oaxaca decomposition		Number of obs = 89		
1: nation = Japanese				
2: nation = Korean				
ln_rate	Coef.	Std. Err.	z	P> z
Differential				
Prediction_1	0.6462313***	0.0219318	29.47	0.000
Prediction_2	0.5423658***	0.0075921	71.44	0.000
Difference	0.1038655***	0.0232087	4.48	0.000
Decomposition				
Endowments	0.061107	0.0590908	1.03	0.301
Coefficients	0.0055577	0.0296569	0.19	0.851
Interaction	0.0372007	0.064179	0.58	0.562

注：***、**、*はそれぞれ1%、5%、10%レベルでの統計的有意性を示す。

日本人の場合、年齢と超過労働時間の符号は予想通り「+」であり、1%水準で統計的に有意である。しかし、勤続月数はまいな「-」の符号を持つ。朝鮮人は前述したように、従属変数と独立変数の変動性が小さく、日本人のように推定されないことが分かる。ここでは勤続月数が「+」の符号で唯一統計的に有意である。年齢と超過労働時間は「+」の符号を持つが、通常レベルでは統計的に有意ではない。日本人は朝鮮人に比べて年齢が高く、地下炭鉱労働に慣れており、労働に積極的であったため、基本給において格差が生じたと考えられる。

分解結果から、基本給の平均は係数値の指数関数値で計算される。朝鮮人は1.72円、日本人は1.91円である。日本人が朝鮮人より10.9%高い。Endowmentsは差に相当する部分、Coefficientsは差別に相当する部分、Interaction、つまり交差項は両者が同時に及ぼす効果を示す。差別は差に比べて遥かに低い値で示されるが、通常レベルでは有意ではない。差と交差項も統計的に有意ではない。

IV. 月間収入、控除金及び引渡金額

基本給に毎月の給与基準時間を掛けると毎月の給与になる。表2から分かるように、日本人の給与基準時間は朝鮮人より26.3時間多い。7.3%の格差が生じる。定時労働時間は朝鮮人より少し多いが、これは手当によって相殺される。朝鮮人の手当が日本人より高い理由は何だろうか。給与基準時間の差をもたらしたのは、超過就業時間である。日本人の平均年齢は朝鮮人の24.6歳より遥かに高い39.4歳だが、超過就業時間が遥かに多く、給与基準時間が朝鮮人のそれを大きく上回る。体力は朝鮮人より劣るが、後述するように、ほとんど家族がいて扶養の負担もあり、朝鮮人より炭鉱の労働環境にもっと慣れているからであろう。

日本人の基本給は朝鮮人より11.6%高く、就業基準時間は7.2%多かった。その結果、日本人の給与は朝鮮人の62.48円より13.32円、21.3%多い75.80円となった。これに手当

表2 平均就業時間

	定時就業時間	超過就業時間	手当(時間)	計
朝鮮人	259.1	76.5	26.9	362.5
日本人	261.3	103.7	23.9	388.8
差額	2.2	27.2	-3.1	26.3
貢献度(%)	8.3	103.4	-11.7	100.0

資料：日本窒素江迎鑛業所『賃金臺帳 二』。以下同様

と賞与を加えた支払賃金計では、朝鮮人と日本人の賃金差はもう少し増える(表3)。労働手当の差はわずかで、付日役と捲揚送炭賞与は朝鮮人の方が多い。これは時間単位で表示される手当が多かったことと関係しているようだが、詳細は不明である。² 重要な違いは法定賃金差額で4.58円の差がある。戦時動員前の賃金と動員後の賃金との差額を補填するこの金額の算定に民族差別があったかどうかは今も分からない。ただし、これまでこれを問題にした研究者はいない。法定賃金差額の違いにより、支払賃金計は朝鮮人98.51円、日本人115.43円、その差額は16.92円で、給与より差額が少し多くなっている。

表3 給料、手当および賞与

	給与	法定賃金差額	勤労手当	付日役	捲揚送炭賞与	支払賃金計
朝鮮人	62.48	20.06	14.26	0.61	1.10	98.51
日本人	75.80	24.64	14.37	0.35	0.27	115.43
差額	13.32	4.58	0.10	-0.26	-0.82	16.92
貢献度(%)	78.7	27.1	0.6	-1.5	-4.9	100.0

支払賃金計に特別手当である家族手当を合わせると支払賃金総額となり、これに「傷病手当」を加えると「当月支払総額」、つまり給料となる。ところが、本稿の89人のうち、傷病手当を受け取った者はいない。したがって、支払賃金総額がそのまま月給の額となる。民族間の収入の格差において、基本給と超過労働時間のほかに法定賃金差が重要であるとしたが、それ以上に大きな影響を与えたのが家族手当である。

表4で、朝鮮人の家族手当の平均は1.51円、日本人は9.86円で8.35円の差がさらに発生する。その結果、支払賃金総額は朝鮮人が100.02円、日本人が125.29円で25.27円の差が発生し、賃金格差は25.3%に拡大する。支払賃金総額＝月給の差を作った原因を重要なものから列挙すると、基本給と超過労働時間の違いによる給与の差(13.32円)、家族手当(8.35円)、法定賃金差額(4.58円)の順だった。

家族手当は家族1人当たり5円であった(国民総力朝鮮連盟1944)。日本人36人中2/3の24人に家族がおり、最小1人、最大7人であった。朝鮮人のうち家族がいる者は4人に過ぎなかった。それぞれ1(番号2031)、4(2003)、5(2066)、6(2051)人の家族

表4 支払賃金総計

	支払賃金計	家族手当	計
朝鮮人	98.51	1.51	100.02
日本人	115.43	9.86	125.29
差額	16.92	8.35	25.27
貢献度 (%)	67.0	33.0	100.0

を抱えていた。日本人の1/3にも家族手当が与えられず、彼ら全員に元々家族がいなかったとは考えられないので、現在同居している家族の数が家族手当額の算定基準になっていたと思われる。朝鮮とは異なり、日本では1939年9月、労務動員実施と同時に徴用が開始された。

日本人の多くが、それまで働いていた職場から離れることができず、そこに固定されて継続して働くという形で徴用処分を受けることになった。これを現員徴用という。日本に動員された朝鮮人はほとんどが単身だった。平均年齢からも分かるように、彼らはほとんど世帯主でもなく、家族と一緒に日本に来ることは稀だった。このような状況で、現在同居している家族に限って家族手当を支給すれば、結果的に差別的な要素となる。³ただし、日本人の1/3も同居家族がおらず、家族手当がなかったことは考慮すべきだろう。

次に、控除について見てみよう。よく知られているように、控除額は朝鮮人が日本人より多い。表4で支払賃金総額の差は25.27円だったが、表5で控除額の合計もそれに近い23.48円である。支払賃金総額は日本人より朝鮮人が低く、控除額総額は日本人より朝鮮人が多いためである。表5で見られる新しい事実は、寮の食費の項目である。食費は月15円であった。

表5 賃金からの控除

	寮の食費	貯金	積立金及び保険料	税金	その他	計
朝鮮人	13.42	25.84	6.14	6.46	6.28	58.14
日本人	0.47	18.65	6.22	7.29	2.03	34.66
差額	12.95	7.19	-0.08	-0.83	4.25	23.48
貢献度 (%)	55.2	30.6	-0.4	-3.5	18.1	100.0

朝鮮人は日本人と異なり、ほとんどが単身で生活していたため、寮で寝泊まりした。したがって、日本人より寮の食費が多いのは予想通りである。しかし、「賃金があったとしても、各種控除項目を差し引くと何も残らなかった」という証言や研究が多くあり、当時、最大の原因として指摘されたのは強制貯金だった。しかし、この事例では、強制貯金の差は7.19円、寮の食費の差は12.95円である。李宇衍(2016)が収集した賃金の支出内訳は4年分のものだが、そのうち寮食費と貯金が別々に算入されているのは1940年と1944年だけだった。1940年には貯金が18.6%、寮食費が21.2%、1944年にはそれぞれ30.0%

と12.0%である。江迎の運炭夫の場合、前者に近い。通説とは異なり、貯金よりも寮食費が控除額に占める割合が大きかった可能性がある。今後、他の資料を通じて検討すべき論点である。

日本人のうち、寮の食費を払っているのは1人(2155番)だけである。逆に朝鮮人のうち、寮の食費を払わない者は6人で、そのうち4人は前述の家族手当を受ける人たちである。彼らは寮の外で家族と一緒に生活し、自炊も家族と一緒にしていたことがわかる。その他、食費を支払わない2141番と6円しか支払わない2021番は単身だが、他の人たちと違って寮の外で生活している特殊なケースに該当する。彼らは、労働動員が実施される前に日本に来て定着していた人たちだった可能性もある。

貯金が支払賃金総計で占める割合は、朝鮮人が25.8%、日本人が14.9%と、両民族間で大きな差がある。貯金で最も格差が大きいのは協力貯金である(表6)。額が最も大きいのは職域貯金である。他の貯蓄は、この二つの貯蓄に比べると少額である。貯金には2種類があると言われている。比較的高額の貯金は郵便局に預ける愛国貯金類の貯金であり、これは退職する場合を除いて引き出すことができず、通帳も会社が保管するものである。もう一つは、会社貯金や任意貯金と呼ばれるもので、少額で、引き出しが比較的自由で、通帳を個人が保管する場合もあったという(古庄正 1991; 山田昭次・古庄正・樋口雄一 2005: 201, 『朝鮮人戦時労働動員』、岩波書店)。貯金は明らかに強制であり、当時は「強制貯金」という言葉が使われており、日本人もその例外ではなかったことを強調したい。⁴

表6 貯金

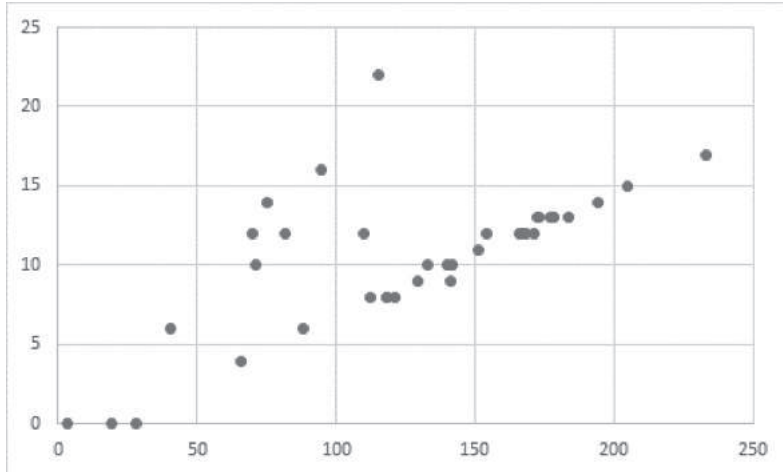
	協力貯金	職域貯金	地域貯金	分會貯金	婦人會貯金	貯金
朝鮮人	9.86	14.06	1.89	0.00	0.04	25.84
日本人	5.21	10.44	1.61	0.72	0.67	18.65
差額	4.65	3.61	0.28	-0.72	-0.63	7.19
貢献度(%)	64.7	50.2	3.8	-10.0	-8.7	100.0

江迎運炭夫の場合、朝鮮人の貯金は日本人より7.19円、38.6%も多かった。これは民族差別だろうか？支払賃金総計を独立変数とし、協力貯金を従属変数とする一次関数を推定すると、朝鮮人は係数値が0.159、R-squareは0.64である。日本人はそれぞれ0.056、0.726である。高いR-square値は、それがたとえ強制貯蓄であっても、賃金の多寡に比例して貯蓄させる強制であったことを示している。係数値の違いから分かるように、賃金が増加すると、朝鮮人の協力貯金は日本人よりも遥かに速い速度で増加する。

朝鮮人の場合、2つの外れ値(outlier)が発見された。同じような支払賃金総計を持つ人々と比較して、協力貯金が他の人々の1/2程度に過ぎなかった。2003番と2066番だが、前述したように家族がそれぞれ4人と5人という例外的なケースであった。日本人の中には、支払賃金総計が同じレベルの他の人と比べて協力貯金が2倍に達する人がいる。2172番だが、家族がいなかった。李宇衍(2019)は、朝鮮人の貯金が日本人より多いの

は扶養家族がないため、貯蓄する余力が大きいからだとしたが、これを本稿で立証することができる。

図8 支払賃金総計と職域貯金（日本人）



職域貯金を見てみよう。朝鮮人の場合、支払賃金総計と職域貯金の関係を散布図で描いてみると、ほぼ直線に近いが、2つの例外がある。支払賃金総計は同水準だが、他の人たちに比べて職域貯金が1/2に過ぎないのだ。2003番と2066番だが、家族がそれぞれ4人と5人だった。図8は日本人の支払賃金総計と職域貯金の関係を示している。支払賃金総計200円と職域貯金15円が交わる点と原点を結ぶと、ほぼ直線になることがわかる。ところが、その直線の上に8つの点がある。所得に対して職域貯金が多い人たちである。左から2075、2046、2012、2004、2172、2155、2044、2090番だが、いずれも家族がない人たちである。朝鮮人に比べて日本人は貯蓄が少なかったが、家族がない場合は貯蓄額が増加した。会社からより多くの貯蓄を求められたと思われる。朝鮮人と日本人の貯蓄の違いは、やはり扶養家族の多寡による貯蓄できる余力の違いに起因することが大きかったと推定される。

表7 引渡金額

	支払賃金総計	控除金総計	引渡金額
朝鮮人	100.02	58.14	41.88
日本人	125.29	34.66	90.63
差額	25.27	-23.48	48.75

表5で積立金及び保険類とは、年金保険料、健康保険料、退職積立金のことである。平均額を計算すると、年金保険料は朝鮮人の方が多く、健康保険料と退職積立金は日本人の方が多い。税金は主に所得税で、住民税は少額である。日本人の所得税は平均7.02

円、朝鮮人は6.12円だった。Cohenによると、月50円以上の所得者は所得税を納めなければならず、1944年には15%だったという。月収から50円を一括控除した後、15%を適用し、被扶養者1人につき2円ずつ減免する方式で算定されたというのが(1949 355-6)、江迎運炭夫たちの納税額とは若干の差があった。その他の項目は少額の様々な項目で構成されており、2節で紹介した通りである。朝鮮人が日本人より4.25円多いが、有付金と賃金内渡が大きな割合を占めている。

表8 賃金の支出

(単位：円、構成比は%)

年度	控除額				送金	残額	計
	食事代	貯金	その他	小計			
1940	15.24 (21.2)	13.37 (18.6)	11.78 (16.4)	40.39 (56.1)	24.84 (34.5)	6.72 (9.3)	71.95 (100.0)
1941		11.50 (21.7)			21.52 (40.6)		52.96 (100.0)
1944	18.00 (12.0)	45.00 (30.0)	25.00 (16.7)	88.00 (58.7)	40.00 (26.7)	22.00 (14.7)	150 (100.0)
1945		67.16 (53.8)		67.16 (53.8)	36.88 (29.6)	20.75 (16.6)	124.79 (100.0)

資料：

1940年は 日本鉱山協会(1940)「半島人労働者に関する調査報告」朴慶植 編(1981)第2巻, 1-300
 1941年は 労働事情調査所(1942)「日立鉱山に於ける半島労働者と語る」朴慶植 編(1981)第1巻, 90
 1944年は 石炭統制會九州地部(1945)「炭山に於ける半島人の勤勞管理」朴慶植 編(1991)第2巻, 209
 1945年は 守屋慶彦(1996: 128). 李宇衍(2016)から再引用した。

支払賃金総額から控除額総額を差し引くと、引渡金額となる(表7)。控除金のうち、寮食費と貯金が重要であった。要するに、基本給と超過労働時間の差、家族手当及び法定賃金差額の差が重要な原因となり、日本人の支払賃金総計が朝鮮人より25.27円高くなる一方、寮食費と貯金が重要な原因となり、朝鮮人の控除額総計が日本人より23.48円多くなった。その結果、手にする手取金は日本人が朝鮮人の2.2倍に達するようになった。李宇衍(2016)は、各種控除金額があるが、表8のように賃金のうち少なくとも40%を手にすることになり、そのお金を朝鮮に送金したり、日本現地で消費するために使用したと主張しているが、江迎運炭夫の場合も、その割合は41.9%と計算され、「40%論」を支持するものとなっている。

V. おわりに

本稿は、日本窒素江迎炭鉱運炭夫の1944年5月『賃金台帳』を用いて、植民地末期に日本に動員された朝鮮人労働者の労働と収入を分析し、日本人と比較した。個人情報をもとにした研究としては初めてのものであり、研究史的意義は小さくない。結果をまとめると次のようになる。

合計89人を対象に計算した結果、10時間労働による基本給は朝鮮人1.72円、日本人1.92円で、日本人の方が11.6%高い。日本人の基本給は広く均等に分布しているのに対し、朝鮮人は1.60-1.80円に集中している。年齢、勤続月数、超過労働時間も同様である。これは、基本給を従属変数とし、その他を独立変数とする朝鮮人の賃金方程式の推定に不利な要素となる。日本人は朝鮮人に比べて年齢が高く、地下炭鉱労働に慣れており、労働に積極的であったため、基本給において格差が生じたと思われる。

年齢平均は朝鮮人が24.6歳、日本人が39.4歳で、日本人が朝鮮人より14.8歳も高い。勤続年数も同様であった。日本人と異なり、朝鮮人は24ヶ月以下が84.9%、36ヶ月以下が96.2%を占めている。定時労働時間に加えられる超過労働時間の日本人平均は103.7時間、朝鮮人平均は76.5時間だった。日本人は朝鮮人より年齢が高いにもかかわらず、より長い時間働いていた。

賃金格差を「差」と「差別」に分解するために最も広く使われているブラインダー・ワハカモデル (Blinder-Oaxaca model) を推定した結果、日本人の賃金方程式は合理的な結果を示したが、朝鮮人は各変数の変動性が非常に低く、通常の水準で有意な係数が得られなかった。賃金分解で「差」と「差別」を示す係数も同様である。

朝鮮人の平均月収は100.02円、日本人は125.290円であった。日本人が朝鮮人より25.3%高いが、その原因は基本給と超過労働時間 (13.32円)、家族手当 (8.35円)、法定賃金差額 (4.58) の違いによるものであった。給料から差し引かれる金額は、朝鮮人が58.14円、日本人が34.66円で、朝鮮人の方がはるかに多かった。強制貯金が控除額の中で最も重要であったと言われているが、江迎炭鉱運炭夫の場合、最も割合が高いのは寮の食費であった。月収と貯蓄を比較すると、朝鮮人の貯蓄が日本人より多かったのは、民族差別ではなく、彼らが単身であったこと、つまり貯蓄の余力が日本人より大きかったことに起因していることが確認された。寮の食費と貯蓄の割合に関連して、採炭夫など運炭夫より賃金が多い職種の場合、貯蓄額がより増加し、寮の食費より高い割合を占めることが推察できる。

月収は朝鮮人が日本人より少なく、控除額は朝鮮人が日本人より多かった。この結果、労働者が手にする引渡金額は朝鮮人が41.88円、日本人が90.63円で、日本人が朝鮮人の引渡額の2.2倍になる。一部の「民族差別的賃金」とする証言には、このような状況も影響しているのだろう。納入金額が月収に占める割合は、朝鮮人が41.9%、日本人が72.3%であった。この事例は、引渡金額は月収の最低40%であり、そのお金で送金や消費を選択することができたという李宇衍 (2016) の「40%論」に一致する。

戦時中、日本に動員された72万4千人余りのうち34万3千人余りが炭鉱で働いた。日本人の青壮年はその大部分が徴兵されていたため、石炭生産の根幹・主力である採炭夫の不足が深刻となり、朝鮮人青年がその場を埋めた。したがって、炭鉱作業の中でも採炭夫として働く朝鮮人が最も多かった。例えば、1943年4月末現在、炭鉱で働く朝鮮人83,299人のうち、採炭夫は4万2,964人、51.6%を占めた。今後の課題として採炭夫の労働と賃金について報告できればと思う。

注

- 1 STATAは二つのグループ別に推定した賃金方程式と格差分解の結果を同時に表示する。
- 2 聯合総合生活開発研究所によれば、戦時中の民間の労務管理手当の中に特殊作業手当、臨時作業手当、役付手当、勤続手当、年功手当などがあり、これらは厚生省の賃金統制令によって制度化されたという(2012: 45)。前に時間で換算された手当の中にあつた「特殊」とここで見られる付日役が関係していると思われる。
- 3 国民総力朝鮮連盟の『国民徴用の解説』では、「特別補給は徴用により扶養家族と世帯が異なる者に対して月15円を支給するもの」であり、「家族手当とは別に、使用先で支給する」とした。使用先とは朝鮮のことである。1944年9月から朝鮮で徴用が行われるようになり、家族手当の問題に対する対策が作られたものと思われる。
- 4 厚生省・内務省(1942), [出勤労務者訓練服務心得準則], “第14条 労働者は貯蓄保國の実を結ぶために貯蓄組合に加入し、毎月実収入金額の0割0分以上は強制貯蓄し...”

参考文献

김민영 (1995) 일제의 조선인노동력수탈 연구, 한울.

이우연 (2016), 「戦時期(1937-1945) 일본으로 노무동원된 조선인 炭・鉱夫의 임금과 민족간 격차」, 『경제사학』, 제40권 제2호 (통권 제61호), 153-86.

이우연 (2019), 「조선인 임금차별의 허구성」, 이영훈 외, 『반일중독주의』, 88-98.

전기호 (2003), 일제시대 재일 한국인 노동자 계급의 상태와 투쟁, 지식산업사.

정태현・기광서 (2003), 「일제의 반인륜적 조선인 강제노무동원과 임금탈취」, 『역사와 현실』 50, 403-28.

홍계환 (2008), 「전시기 조선인 동원자수 추정치 활용에 대한 비판」, 경제사학 44, 145-72.

古庄正 (1991), 「連行朝鮮人未拂金供託報告書」, 『経済学論集』 23 (1).

国民総力動員聯盟 (1944), 国民徴用の解説, 国民総力動員聯盟.

宮地英敏 (2010), 「中央協和會編『朝鮮人勞務者募集狀況』」, 『경제연구』 77 (1), 143-62.

朴慶植 (1965), 『朝鮮人強制連行の記録』, 박경옥 옮김 (2008) 『조선인 강제연행의 기록』, 고 즌원.

朴在一 (1957), 『在日朝鮮人に関する綜合調査研究』, 新紀元社出版部.

山田昭次 (1978), 「戦時下常磐炭田の朝鮮人労働者について」, 『近代民衆の記録 10卷 在日朝鮮人』, 新人物往來社.

聯合總合生活開發研究所 (2012), 『日本の賃金-歴仕と展望-』, 公益財團法人 聯合總合生活開發研究所.

日本窒素 江迎鑛業所 (1944) 賃金臺帳

田中直樹 (1968), 「第2次世界大戰前夜の炭鑛における朝鮮人労働者-石炭聯合會資料を中心にして」, 朝鮮研究 (日本朝鮮研究所 發刊) 72, 22-38.

厚生省・内務省 (1942), 「出勤勞務者訓練服務心得準則」.

Cohen, Jerome Bernard 1949. *Japan's economy in war and reconstruction*, Minneapolis : Univ. of Minn. Press.

Cook, Haruko Taya and Cook Theodore (1992), *Japan at War An Oral History*, New York: The New Press.

Jann, Ben (2008), The Blinder-Oaxaca decomposition for linear regression models, *The Stata Journal* 8 (4) : 453-479.